

益田市告示第264号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項に規定する一般競争入札を、益田市建設工事等簡易型一般競争入札実施要綱（平成17年益田市告示第154号。以下「実施要綱」という。）に規定する方法により行うので、実施要綱第4条の規定に基づきこれを告示し、実施要綱第10条の規定に基づき設計図書等を閲覧に供し、及び入札情報サービス（PPI）へ掲載する。

本入札においては、最低制限価格は設定せず、益田市建設工事関連業務委託低入札価格調査取扱規程（平成20年益田市訓令第6号。以下「業務低入札価格調査取扱規程」という。）による低入札価格調査制度を適用する。

本入札は、益田市建設工事等電子入札執行要領（平成21年益田市訓令第12号。以下「電子入札執行要領」という。）による電子入札の対象とする。

令和8年10月1日

益 田 市 長 山 本 浩 章

第1 入札に付する事項

業 務 名	高津川流域橋梁点検業務委託（以下「本件業務」という。）
業 務 場 所	益田市・津和野町・吉賀町 地内
予 定 工 期	契約日の翌日から115日間
業 務 概 要	橋梁点検業務 橋梁定期点検 87橋 （益田市68橋、津和野町10橋、吉賀町9橋）

第2 競争参加資格

この入札に参加することができる者は、5社又は6社の企業で構成されている乙型共同企業体であって、かつ、当該共同企業体の各構成企業が次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表右欄に掲げる条件を全て満たすものとする。

競 争 参 加 資 格 業 種	令和7年度及び令和8年度において、益田市、津和野町又は吉賀町のいずれかの測量業務等有資格者名簿に登載され、かつ、建設コンサルタント部門で「鋼構造及びコンクリート部門」の登録を有する者
営業所所在地	益田市、津和野町又は吉賀町内に本店を有する者
業 務 実 績	益田市、津和野町又は吉賀町の公共事業において、元請又は下請として、平成28年度から令和7年度までの10年間に完了した橋梁点検業務の実績があること。なお、実績地域は益田市、津和野町又は吉賀町での橋梁点検実績、かつ、内容は市道又は町道の橋梁点検のみを対象とする。

配 置 技 術 者	1 次の基準を全て満たす管理技術者を本件業務に配置できること。 (1) 技術士（建設部門「道路」、「鋼構造及びコンクリート」又は「総合技術監理部門」）、R C C M（「道路」又は「鋼構造及びコンクリート」）、コンクリート診断士又は道路橋点検士のいずれかの資格を有する者 (2) 入札告示日時点において、入札に参加しようとする者と雇用関係にあること。 2 配置予定技術者の申請に当たっては、次に掲げる事項に留意すること。 (1) 複数の技術者を配置予定として申請することも可とするが、入札後に行う競争参加資格審査時には、配置技術者を確定させること。 (2) 複数の工事に同一の技術者を配置予定として申請することも可とするが、他の工事で落札者となったため、申請した全ての配置技術者を本件工事に配置できなくなった場合は、入札をしてはならず、当該申請をした者は、直ちに別に定める入札辞退届を第14の入札担当課に提出すること。また、入札書投函後開札までの期間及び入札保留がなされている期間において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなった場合は、直ちに任意の書面によりその旨の申出（理由：技術者の重複）を第14の入札担当課にすること。なお、競争参加資格審査は、原則として開札順に行う。 (3) 競争参加資格確認申請書提出時において、専任で配置する必要のある他の業務に従事中の配置技術者については、契約の締結時において確実に管理技術者等として配置可能である場合に限り資格確認のための資料を提出することができるものとする。
そ の 他	1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。 2 益田市、津和野町又は吉賀町における市（町）税（法人市（町）民税、固定資産税、軽自動車税及び市県民税（特別徴収分））の滞納がないこと。 3 消費税及び地方消費税の滞納がないこと。 4 告示の日から資格審査までの間に、益田市建設工事等入札参加資格者指名停止要綱（平成6年益田市告示第53号。）、津和野町建設工事等入札参加資格者に対する指名停止等に係る措置要綱（平成18年津和野町告示第60

	号。)又は吉賀町建設工事等入札参加資格者に対する指名停止等に係る措置要綱(平成20年吉賀町告示第10号。)(以下これらを「指名停止要綱」という。)による指名停止を受けていないこと。 5 次の各号のいずれにも該当しない者であること。 (1) 破産法(平成16年法律75号)第18条又は第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされている者 (2) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者 (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされている者 (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第2号に規定する暴力団 (5) 役員等が暴対法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者 6 入札に参加しようとする他者との間に次に掲げるいずれかの関係がないこと。 (1) 親会社と子会社の関係 (2) 親会社を同じくする子会社同士の関係 (3) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている関係 (4) 前3号と同視し得る資本関係又は人的関係 7 次の各号のいずれかに該当する業務の実績がある場合は、当該業務の業務成績評定点が70点以上であること。 (1) 益田市、吉賀町又は島根県が発注した業務で、令和7年度又は令和8年度に完成した低入札価格調査(地方自治法施行令第167条の10第1項に規定する低入札価格調査をいう。)の対象の業務 (2) 国土交通省中国地方整備局が発注した業務で、令和7年度に完成した低入札価格調査(予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第86条第1項に規定する低入札価格調査をいう。)の対象の業務
--	--

第3 競争参加資格の確認

(1) 提出する書類

競争参加を希望する者は、電子調達システムにより次の表に掲げる提出書類(以下「申請書等」という。)を提出しなければならない。なお、申請書等は、原則PDF形式とし、ファイルの先頭に会社名(略称可)を付記すること。

提出書類	1 建設業務共同企業体競争参加資格審査申請書（様式第1号） 2 競争参加資格確認申請書（簡易型）（実施要綱様式第1号の2） 3 業務実績調書（実施要綱様式第2号の2） 4 配置予定技術者調書（業務委託）（実施要綱様式第3号の2） 5 業態調書（実施要綱様式第3号の3） 6 確認資料 (1) 3の業務実績調書の記載内容を証明する次に掲げるいずれかの書類（TECRISの登録がない場合及びTECRISの登録内容では業務実績が確認できない場合に限る。） ア 契約書の写し及び第2競争参加資格の表で求める業務内容であることが確認できる仕様書等の写し等 イ 発注者が発行する証明書（写しも可） (2) 4の配置予定技術者調書の記載内容が確認できる次に掲げる全ての資料 ア 資格者証等の写し イ 入札に参加しようとする者との雇用関係が確認できるもの（雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）等） 7 建設業務共同企業体協定書（様式第2号）
注意事項	上記の2から6までの提出書類については、共同企業体の代表者と構成員について、それぞれ提出するものとする。

(2) 申請書等の様式の入手方法及び提出期日

ア 申請書等の様式の入手方法は、次に掲げるところによる。

(7) 入札情報サービス（PPI）からダウンロードすること。

(4) 第14の入札担当課においても配布を行う。

イ 申請書等の提出期日は、次の表のとおりとする。

提出期日	令和8年10月15日（木）及び令和8年10月16日（金） （午前9時から午後4時まで）
------	--

(3) 確認審査

競争参加資格の確認審査は、開札後に落札者を決定するために必要と認める範囲の者を対象として行う。

第4 設計図書等の閲覧

設計図書等は、入札情報サービス（PPI）からダウンロードすること。ただし、閲覧する場合の期間及び場所は、次の表のとおりとする。

閲覧期間	令和8年10月1日（木）から令和8年10月15日（木）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く各日の午前8時30分から午後5時まで
------	--

閲 覧 場 所	第 1 4 の入札担当課
---------	--------------

第 5 設計図書等に関する質問

設計図書等に関する質問のある者は、電子調達システムにより提出するものとする。なお、提出期限及び回答については、次の表のとおりとする。

提 出 期 限	令和 8 年 1 0 月 9 日（金）午後 4 時必着
回 答	令和 8 年 1 0 月 1 4 日（水）までに電子調達システム及び入札情報サービス（P P I）により回答する。

第 6 入札方法

- (1) 電子調達システムにより入札書を提出すること。なお、入札書の受付期日は、次の表のとおりとする。

受 付 期 日	令和 8 年 1 0 月 1 6 日（金）及び令和 8 年 1 0 月 1 9 日（月） （午前 9 時から午後 4 時まで）
---------	--

- (2) 第 1 回の入札に際し、次のアからオまでを全て満たす業務内訳書を電子調達システムにより提出すること。なお、業務内訳書は、原則 P D F 形式とし、ファイル名の先頭に会社名（略称可）を付記すること。

ア 業務内訳書の金額が第 1 回の入札金額と一致していること。

イ 値引き項目がないこと。

ウ 端数処理及び端数調整がないこと。

エ 業務内訳書において、「一式」表示となっていない項目を「一式」表示していないこと。

オ タテヨコ計算に違算がないこと。

- (3) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 1 0 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税を含まない金額を入札書に記載すること。

- (4) 再度入札は、1 回とする。

- (5) 入札保証金は、免除する。

第 7 開札方法

開札の日時等は、次の表のとおりとする。

日時	令和 8 年 1 0 月 2 0 日（火）午前 9 時 2 5 分
場所	益田市常盤町 1 番 1 号 益田市役所 分館 2 階 総務管財課入札監理室
立会人事項	電子入札執行要領第 1 0 条第 2 項に掲げる開札への立会いを認められる者のみが立会いをすることができる。代理人が立会いをする場合、委任状を提出すること。

第 8 入札の無効等

- (1) 次に掲げる入札は、無効とする。

ア 競争参加資格のない者がした入札

イ 入札に関する条件に違反した入札

- ウ 同一人が同一事項について2以上の入札をした場合、その全ての入札
- エ 必要事項の未記載、誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札
- オ 業務内訳書を提出しない入札又は第6 入札方法(2)に示した基準を満たさない業務内訳書を提出した入札
- カ 入札書の提出期限の日の翌日から開札日までに指名停止措置を受けた者のした入札
- キ 虚偽の申請又は届出を行った者のした入札
- ク 談合その他の不正な行為が認められる入札
- ケ 電子入札執行要領第2条第6号に規定する電子認証書を取得していない者がした入札

(2) 次に掲げる入札は、失格とする。

- ア 業務低入札価格調査取扱規程第3条において準用する益田市建設工事低入札価格調査取扱規程（平成20年度益田市訓令第5号。以下「工事低入札価格調査取扱規程」という。）第8条第2項、第9条第1項後段及び業務低入札価格調査取扱規程第5条第2項に該当する者のした入札
- イ 業務低入札価格調査取扱規程第6条第3項各号に規定する調査の結果、契約の相手方として不適当であるとされた者のした入札

第9 落札者決定基準

落札者の決定方法は、次に掲げるところによる。

- (1) 予定価格の制限の範囲内において、業務低入札価格調査取扱規程第3条において準用する工事低入札価格調査取扱規程第2条第2項に規定する調査基準価格以上の価格で入札した者のうち、最低の価格で入札したものについて競争参加資格要件を審査し、当該要件を満たしていることが確認できたときは、当該入札をしたものを落札者とする。なお、当該入札をした者が、競争参加資格要件を満たさない場合は、金額の低い順に他の入札者の競争参加資格要件を審査し、当該要件を満たしている者1者が確認できるまで審査を行うものとする。
- (2) 調査基準価格を下回る入札をした者（以下「低価格入札者」という。）がある場合は、工事低入札価格調査取扱規程第2条第1項に規定する低入札価格調査（以下「低入札価格調査」という。）を実施した上で落札者を決定するものとし、低価格入札者は、入札後の事情聴取、資料提出等の調査に協力しなければならない。なお、当該入札者が工事低入札価格調査取扱規程第11条第1項各号の失格基準に該当するときは、次に価格の低いものを次順位者として、当該次順位者が低価格入札者である場合には、低入札価格調査を実施するものとする。以後、次順位者を落札者としない場合は、この例による。
- (3) 落札者の決定は、原則として開札日の翌日から起算して3日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）以内に行い、結果を入札情報サービス（PPI）で公表する。ただし、低入札価格調査を実施する場合は、この限りでない。

第10 競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

競争参加資格がないと認められた者は、競争参加資格審査の結果を受け取っ

た日の翌日から起算して5日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）以内に競争参加資格がないとされた理由の説明要請書（実施要綱様式第7号）を市長に提出し、理由の説明を求めることができるものとする。

第11 支払条件

前金払の金額は、契約金額の10分の3以内（低価格入札者と契約する場合は、10分の2以内）とする。

第12 契約保証金

契約保証金は、契約金額の10分の1以上（低価格入札者と契約する場合は、10分の3以上）とする。

第13 その他

- (1) 落札者決定時から契約締結までの間に、当該落札者が競争参加資格を喪失したとき、又は当該共同企業体の各構成企業が指名停止を受けたときは、市は、契約を締結しない。
- (2) 落札者は、配置予定技術者調書に記載した配置予定技術者を本件業務に配置しなければならないものとし、落札後、当該配置予定技術者の配置ができないことが明らかになったときは、市は、契約の締結を拒否し、又は契約を解除する。ただし、当該配置予定技術者の病気、退職等により、本件業務に配置できなくなった場合等やむを得ない場合に限り、当該配置予定技術者の変更を認める。
- (3) 各種提出資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止要綱に基づく措置の対象とする。
- (4) 本件業務を低価格入札者と契約する場合は、業務低入札価格調査取扱規程第10条各号に掲げる事項が義務付けられる。
- (5) 本件業務を低価格入札者と契約した場合において、本件業務の完了後の業務成績評定点が70点未満であるときは、業務低入札価格調査取扱規程第12条の規定により、業務成績評定通知を受けた日の属する年度及び翌年度の期間について、益田市が実施する全ての入札に参加することを認めない。
- (6) やむを得ない事由により電子入札によりがたい者は、書面にて紙入札方式参加承認願を提出し、承認された場合に限り紙入札によることができる。なお、紙入札方式参加承認願については、市の公式ウェブサイトからダウンロードすること。
- (7) 各種提出資料が電子入札システムで送信できない場合は、別途提出する旨を記載した書面を送信し、CD等で提出すること。
- (8) その他不明な点については、第14の入札担当課に照会すること。

第14 入札担当課

総務部 総務管財課 入札監理室

TEL (0856) 31-0151 FAX (0856) 22-3570